

【重要事項説明書】

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 04-7181-5611 (午前8時30分～午後5時30分)

FAX 04-7187-5556 (24時間受付)

担当 支援相談員

* ご不明な点は、何でもお尋ねください

2 介護老人保健施設「我孫子ロイヤルケアセンター」の概要

(1) 事業所の名称・所在地等

・事業所名	我孫子ロイヤルケアセンター
・開設年月日	平成10年10月30日
・所在地	千葉県我孫子市中峠2614
・電話番号	04-7181-5611
・ファックス番号	04-7187-5556
・代表者	理事長 中村 哲也
・介護保険事業所番号	1252580017

(2) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活のお世話などの介護保険サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

施設の職員体制（基準数以上による）

	常勤	非常勤	業務内容
医師	1*	1	医療
看護職員	14		看護業務
薬剤師		2	薬剤管理
介護職員	36		介護業務
支援相談員	2		相談業務
理学療法士	2		機能訓練業務
作業療法士			
言語聴覚士			
管理栄養士	1	1	栄養指導
介護支援専門員	2		サービス計画の作成
事務・その他	必要数		事務会計・用務等

*施設長と兼務

(3) 施設設備等の概要

定員		150名 (うち認知症専門棟50名)	診察室	1
居室	4人室	35室	食堂	3
	個室	10室	機能訓練室	1
浴室	一般浴槽	2	言語聴覚室	1
	特別浴槽	2	相談室	1
介護教室		1	相談コーナー	2
			談話室	1

3 サービス内容

- ① 施設サービスの立案
- ② 食事の提供 食事は原則として食堂でお取りいただきます
- ③ 入浴 一般浴槽または特別浴槽で対応（最低週2回ご利用いただけますが、利用者の身体の状態に応じ清拭となる場合があります）
- ④ 身辺介護 食事、着替え、排泄、入浴、清拭、口腔清拭等
- ⑤ 健康管理 体温・脈拍・血圧等の測定、体位変換等
- ⑥ 比較的安定した病状についての医療 診察、投薬、注射、検査、処置等
- ⑦ 機能訓練・リハビリテーション 理学療法・作業療法・言語聴覚療法等
- ⑧ レクリエーション 集団レク、合唱・合奏、散歩、誕生会、季節行事等
- ⑨ 相談援助 行政手続代行、入・退所相談等
- ⑩ 栄養管理 栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 理美容 理・美容師による出張サービス
- ⑫ 病状の急変等、治療が必要な場合

協力病院等で必要な治療を受けることができます。

* 以上、これらのサービスのなかには、利用者の方から基本利用料とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

4 利用料金

契約書別紙を参照ください

5 協力医療機関

- ・ 我孫子聖仁会病院 : 千葉県我孫子市柴崎1300
04-7181-1100
- ・ 名戸ヶ谷あびこ病院: 千葉県我孫子市我孫子1855-1
04-7157-2233

協力歯科医療機関

- ・ 宮本歯科医院 : 千葉県我孫子市中峠1853
04-7188-9601

6 運営の方針

- (1) 利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう、施設サービス計画に基づき、リハビリテーション、看護、介護、日常生活上の世話をを行い、家庭復帰を目指します。

- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。身体拘束を防ぐため、年2回、全職員を対象に勉強会を開催します。
- (3) 地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者や関係事業所、市町村・地域包括支援センターと連携を図り、利用者が地域において統合的サービスが受けられるように努めます。
- (4) 明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- (5) サービス提供に当たっては、懇切丁寧に説明を行い、療養上必要な事項については、利用者や家族が理解しやすいように指導すると同時に、利用者の同意を得て実施します。
- (6) 利用者の個人情報の保護は厚生労働省のガイドラインに則り、当施設での介護サービス提供にかかる以外の利用については原則的に行いません。外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ます。
- (7) 適切な施設介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動など施設介護職員等の就業環境が害されると判断した場合は必要な措置を講じます。

7 施設利用にあたっての留意事項

- | | |
|------------|-----------------------------|
| ・面会 | 午前11時～午後8時（受付の面会カードにご記入下さい） |
| ・外出・外泊 | 事前に届出書を記入（外泊は最長で1月につきなか6日） |
| ・設備、備品の利用 | 備え付けのものを利用（無断使用は禁止） |
| ・金銭、貴重品の管理 | 個人管理（破損・紛失・盗難には責任を負いかねます。） |
| ・飲食物の持ち込み | 原則不可（施設で許可したものに限り） |
| ・施設外での受診 | 当施設医師の指示が必要です。 |
| ・薬の処方 | 入所中は、施設医師が利用者の状態に合わせて処方します。 |
| ・飲酒・喫煙 | 施設入所中は飲酒、喫煙はできません。 |
| ・宗教活動 | 施設内での宗教活動はご遠慮下さい。 |
| ・退所希望 | 14日前までに（急変時を除く）お申し出下さい。 |
| ・その他 | 持ち物にはすべてご記名ください。 |

8 緊急時の対応方法

ご利用者の容態に変化等あった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる。ご家族へは医師の判断のもと連絡します。

9 事故発生時の対応について

施設サービス提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに家族や市に連絡と報告をすると共に、必要な措置を講じます。事故内容については状況等を記録し、再発防止に努めます。事故が事業者側の故意過失による場合は損害賠償します。故意過失によらない場合はこの限りではありません。

10 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための対策について

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用方法を定期的に関

催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

1 1 非常災害対策

- ・防災時の対応 消防計画規定により生命の安全を最優先に避難します。
- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、屋内補助散水栓、煙感連動扉、自動火災報知器、防火シャッター、非常警報設備、発電機、通報装置
- ・防災訓練 年2回以上
- ・防火管理者 田村 周一

1 2 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 1階・公衆電話横に備え付けられた「ご意見箱」

(2) 当事業所の相談・苦情の受付窓口および高齢者虐待の窓口
事務室および各サービスステーションで受け付けています。

〔担当職員〕	施設長	中嶋 明彦
	看護部長	小川 由佳
	支援相談員	石元 梨奈
	電話	04-7181-5611

(3) 苦情・相談等に対応するための体制・整備

1. 支援相談員が、利用契約時に利用者及び家族に対し苦情・相談等の申し出方法について説明する。
2. 寄せられた苦情・相談等は支援相談員が受け付け、必要に応じ、施設長、看護部長、事務長に報告する。
3. 支援相談員は関係職員に事実確認・再発防止策の立案・実施をさせるとともに、当該利用者・家族との話し合いの場を設けるなど、問題解決に取り組む。
4. 支援相談員はその内容や経過などを記録する。
5. 支援相談員は月1回開催の事故防止対策委員会（緊急性・重要性の高いケースについては臨時開催）にて、苦情・相談等の内容を報告し問題解決に取り組む。
6. 必要に応じて、千葉県運営適正化委員会や我孫子市、その他関係機関への報告、連携し問題解決に取り組む。

(4) その他

市役所、国保連、県庁の介護保険の窓口でもご相談いただけます。
主な窓口

◇我孫子市役所 健康福祉部 高齢者支援課

〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地

TEL: 04-7185-1111 (代表)

◇千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課

〒263-8566 千葉県千葉市稲毛区天台 6 丁目 4 番 3 号

TEL:043-254-7404 (大代表) FAX:043-254-0048

◇千葉県運営適正化委員会

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港 4-3

TEL:043-246-0294 (代表)

◇高齢者虐待相談専用窓口

TEL:043-221-3020

◇我孫子市高齢者なんでも相談室

TEL:04-7185-1112

1.3 当法人の概要

法人名

医療法人財団 明理会

代表者役職・氏名

理事長 中村 哲也

法人所在地

東京都板橋区小豆沢 2 丁目 1 2 番 7 号

法人電話番号

03-3967-1181

定款の目的に定めた事業

1. 病院の経営
2. 診療所の経営
3. 介護老人保健施設の経営
4. その他これに付随する業務

訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所

地域包括支援センター、看護学校

その他

重要事項説明書 入所契約書別紙

1 相談窓口担当者

担当者：支援相談員

連絡先 04-7181-5611（受付時間：8：30～17：30 ※日曜除く）

2 提供するサービスの内容

- (1) 居室 個室と多床室（4名の居室）をお選びいただけます。
ご希望により個室をご利用いただけますが、個室利用料が加算となります。
- (2) 食事 朝食 7時30分
昼食 12時00分
夕食 18時00分
- (3) 入浴 週に最低2回入浴できます。
ただし、心身の状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。
- (4) 介護 施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。
食事、着替え、排泄、おむつ交換、体位変換、施設内の移動の付き添い等の介助
- (5) 機能訓練 原則として機能訓練室で個別・集団等の機能訓練を行います。
- (6) 生活相談 常勤の支援相談員に、生活に関する相談ができます。
- (7) 健康管理 常勤の医師・看護師が心身の状態を毎日観察し、対応します。
- (8) 理美容 ご希望により出張理・美容室を利用できます（事前申込制）。
- (9) その他 利用者の能力に応じた日常生活が営めるよう各種の支援を行います。